

尼崎市監査公表第5号

平成27年度及び過年度の包括外部監査の結果報告に対する措置の公表について

地方自治法第252条の38第6項の規定により提出された包括外部監査の結果報告に対して、市長から別紙のとおり措置を講じた旨の通知があったので、同条第6項の規定により公表します。

平成29年4月19日

尼崎市監査委員	今	西	昭	文
同	藤	川	千	代
同	上	松	圭	三
同	福	島	さ	とり

措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	市民協働局（国保年金課）
2 監査結果報告日	平成 28 年 2 月 22 日
3 措置通知日	平成 29 年 3 月 28 日
<p>4 監査結果の内容</p> <p><u>分割納付誓約書への分割納付理由の記載漏れ（結果）</u></p> <p>平成 26 年度国民健康保険料納付誓約書の綴り中から抽出したサンプルを査閲したところ、次表のとおり 14 件については、同誓約書の誓約理由欄への記入がなかった。</p> <p>「尼崎市国民健康保険料分割納付誓約基準」には、「分割納付が収納率低下の一因となっており、安易な分割納付誓約を避けるとともに、一定の基準による窓口対応を行い、収納率向上と被保険者間の保険料負担の公平性を確保する必要がある」旨が定められている。安易な分割納付誓約を避け、保険料負担の公平性を確保するという観点からは、担当課は、分割納付誓約者の主張する理由が、やむを得ず分割納付誓約を許可する理由として妥当であることを確認の上、許可すべきである。</p> <p>担当課によると、分割納付の理由は、その都度口頭により確認しているとのことである。しかし、上記事例のように国民健康保険料納付誓約書の誓約欄にその記載が残っていなければ、被保険者が主張する分割納付の理由について、市が「分割納付により徴収することがやむを得ない」と確認の上許可しているのか否か、確かめることができない。また、分割納付誓約を見直しする際には、前回、分割納付を申請した理由の変化の状況も勘案のうえ、納付能力を再検討して見直すべきであるが、過去の分割納付の申請理由の記録を確認できなくなる。</p> <p>このような事態を防ぐため、担当課は、国民健康保険料納付誓約書の誓約理由欄への記載が漏れている場合は、分割納付誓約者へ、自ら同誓約書の誓約理由を記載してもらうよう指導を徹底する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">（国民健康保険料 【分割納付】）</p>	
<p>5 措置内容要旨</p> <p>保険料負担の公平性を確保するという観点から、窓口対応時においては、被保険者の主張が、分割納付を許可する理由に相当するかを正確に聴き取り、その理由が妥当であると判断した場合には、国民健康保険料分割納付誓約書の誓約理由欄への記入を遺漏なく求めるよう職員への指導徹底を図った。</p> <p>また、誓約理由欄への記入徹底については、「尼崎市国民健康保険料分割納付誓約基準」を一部改正し、分割納付誓約時における留意事項として明記することとした。（適用期日：平成 28 年 4 月 1 日）</p> <p>一方で、分割納付誓約書受付後の対策として、職員相互における確認体制を構築し、誓約理由欄への記入が漏れていた場合には、受付者へと差し戻し、確実に分割納付誓約許可理由を捕捉し、記録することとした。</p>	

措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	市民協働局（国保年金課）
2 監査結果報告日	平成28年2月22日
3 措置通知日	平成29年3月28日
<p>4 監査結果の内容</p> <p><u>債務承認による時効の中断（結果）</u></p> <p>市では、分割納付分と新年度保険料は同時納付が原則としつつも、どちらか一方が放置されることが多く、また、債務承認による時効中断をするため、毎年度分割納付誓約の見直しをするよう努めているとのことである。</p> <p>今回の調査においてサンプルとして抽出した滞納額の金額上位5名、滞納期間の長期5名のサンプルのうち、次表は調査日現在（平成27年9月18日）において、1年超、分割納付誓約の見直しがされていない状態であった。</p> <p>市によると、B、E共に納付自体が確保できておらず、納付相談の来庁はあったものの、分割納付額の折り合いがつかず決裂となっているとのこと、現年度を含む分割納付額は、債務承認による時効中断ができていない状態にある。また、預貯金の調査の結果、滞納処分を実施するだけの財産を確認できていないとのことであった。</p> <p>市は、当該事例のような折衝が決裂し、放置されている債権について、債務承認により時効の中断を行うとともに、より徹底した調査及び滞納処分の実施により未済額を圧縮することが望まれる。</p> <p style="text-align: right;">（国民健康保険料 【分割納付】）</p>	
<p>5 措置内容要旨</p> <p>分割納付額に係る時効中断措置は、差押えを除くと、分割納付誓約の見直しのみに行っていたが、新たに「債務承認書」を策定し、分割納付の見直しに係る折衝が不調の場合であっても時効の中断を図ることができるように措置した。（適用期日：平成28年4月1日）</p> <p>一方で、債務承認においても折り合いが付かない事例も多分に想定されることから、徹底した財産調査を行うなど滞納処分の強化を実施し、収入未済額の圧縮に努めることとした。</p>	

措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	市民協働局（後期高齢者医療制度担当）
2 監査結果報告日	平成 28 年 2 月 22 日
3 措置通知日	平成 29 年 3 月 28 日
<p>4 監査結果の内容</p> <p><u>納付誓約書記載上の不備事例（結果）</u></p> <p>被保険者からの申請により分割納付を許可する場合に、市では「納付誓約書」を使用している。平成 26 年度の納付誓約書綴りを通査したところ、下記のとおり納付誓約書の記載上の不備事例が発見された。</p> <p>納付誓約書にやむを得ず分割納付とする理由を記載する箇所がなく、納期限までに納付しないことを許可する理由の記録が残っていない（全件）</p> <p>納付誓約書に記載されている債務承認総額が鉛筆書きである（全件）</p> <p>分割納付誓約書上で分割納付額の訂正を行っている場合に訂正印等がなく、修正を行った者が市側であるのか被保険者側であるのかが判明しない（3 件）</p> <p>納付誓約書は、被保険者が債務承認を行い、同時に被保険者が申請した分割納付額を市が許可している重要な文書であることから、上記のような納付書の信頼性を損なう不備のないよう、適切な対応が必要である。</p> <p style="text-align: right;">（後期高齢者医療保険料 【分割納付】）</p>	
<p>5 措置内容要旨</p> <p>現在は、次のとおり措置している。</p> <p>平成 27 年度から納付誓約書に分納理由の欄を設けている。</p> <p>ボールペンにて記載している。</p> <p>記載誤りには、訂正印で訂正している。</p>	

措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	市民協働局（後期高齢者医療制度担当）
2 監査結果報告日	平成 28 年 2 月 22 日
3 措置通知日	平成 29 年 3 月 28 日
<p>4 監査結果の内容</p> <p><u>財産調査と滞納処分の促進（結果）</u></p> <p>担当課によると、平成 27 年度に、高額滞納者等計 37 名について初めて金融機関への問い合わせによる財産調査を実施し、滞納処分を実施し始めたところであり、平成 26 年以前においては、破産等により財産差押が行われた際の交付要求は実施していたものの、財産調査や滞納処分を全く行っていなかったとのことである。</p> <p>効率的かつ迅速に、滞納者の実情に即した的確な滞納整理を行うためには、高額滞納者から優先的に財産調査を行い、滞納者の財産状況や生活実態の把握につとめ、滞納者に応じた整理方針を決定し、計画的に滞納処分を進めることが重要である。</p> <p>前述のとおり、担当課は、平成 27 年度から金融機関への問い合わせによる財産調査を開始しているところであるが、今後は、調査結果を基に、滞納処分を進めていくべきである。なお、財産調査を効率的に進める観点からは、金融機関調査だけでなく、税務部など調査能力の高い庁内の所管部局課が収集した滞納者に関する情報の入手（個人情報の目的外利用）も並行して行うことが望まれる。</p> <p style="text-align: right;">（後期高齢者医療保険料 【滞納処分】）</p>	
<p>5 措置内容要旨</p> <p>平成 28 年 2 月に、分割納付誓約者と連絡が取れず納付折衝ができない者 100 人の財産調査実施を、国保年金課へ依頼した。その結果を基に、滞納者の財産状況や生活実態の把握につとめ、また、国民健康保険料や市税の納付状況を確認し、庁内の所管部局課が収集した滞納者に関する情報も調査して、滞納者に応じた整理方針を決定し、計画的に滞納処分を進めている。</p>	

措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	健康福祉局（介護保険事業担当）
2 監査結果報告日	平成 28 年 2 月 22 日
3 措置通知日	平成 29 年 3 月 28 日
<p>4 監査結果の内容</p> <p><u>納付誓約書の入手を行うべき（結果）</u></p> <p>すべての滞納債権について、納付誓約書が入手されていない。そのため、(1)で取り上げた「か氏」のように、一部納付のない滞納債権について債務承認が行われておらず、時効が進行している。</p> <p>介護保険の時効期間は2年（介護保険法第200条第1項）と短期であるため、納付誓約書入手する等、適時適切な時効中断手続きをとり、消滅時効完成を防ぐべきである。</p> <p style="text-align: right;">（介護保険料）</p>	
<p>5 措置内容要旨</p> <p>納付誓約受付マニュアルおよび様式の作成を行い、平成28年4月1日より分割納付を申し出される被保険者等から納付誓約書を受領し、債務承認により時効の中断を行っている。</p> <p>納付誓約受案件数：38件（平成28年5月31日時点）</p>	

措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	健康福祉局（介護保険事業担当）
2 監査結果報告日	平成 28 年 2 月 22 日
3 措置通知日	平成 29 年 3 月 28 日
<p>4 監査結果の内容</p> <p><u>延滞金を徴収すべき（結果）</u></p> <p>納付交渉（交付要求による滞納処分を除く）の結果、分割納付に至ったすべての滞納者から延滞金を徴収しておらず、納付書に延滞金の記載はされていない。</p> <p>滞納金額が 2,000 円以上の滞納者が保険料を納付する場合には、延滞金を支払う必要がある（尼崎市介護保険条例第 11 条第 1 項）。</p> <p>そのため、分割納付に至った滞納者についても、分割納付計画書及び納付書に延滞金を記載し、適切に徴収する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">（介護保険料）</p>	
<p>5 措置内容要旨</p> <p>平成 28 年 4 月 1 日より納付誓約書を入手し、延滞金についても、延滞金を加算し分割納付の中に盛り込み徴収を行っている。</p> <p>納付誓約受理事件数：38 件（平成 28 年 5 月 31 日時点）</p>	

措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	健康福祉局（保護課）
2 監査結果報告日	平成 28 年 2 月 22 日
3 措置通知日	平成 29 年 3 月 28 日
<p>4 監査結果の内容</p> <p><u>誤払金等の通知及び調定処理漏れ（結果）</u></p> <p>過年度に誤払金等の通知及び調定が漏れていた債権が次表のとおり発見された。</p> <p>戻入処理すべき誤払金等が発生した場合、その案件の査察指導担当が誤払金の決定を行う。決定を受け、管理・経理担当が戻入命令書を作成し財務会計システムへの反映を行うとともに、返還金システムへの入力を行う。そして年度末に管理・経理担当により返還金システムと財務会計システムの整合を確認することにより、通知の送付及び会計処理の網羅性が確保される仕組が整備されている。しかし、上記サンプル(a)については、案件発生時に担当者がその時点での誤払金等の決定を怠っていたため、通知の送付及び調定処理漏れとなってしまったとのことである。</p> <p>このような処理漏れが起ると、税金から支給される生活保護費を健康で文化的な最低限度の生活に必要とする金額以上に受給したままとなり、他の受給者との公平性を欠くことになる。市の担当課に確認したところ、当時の担当がすでに退職していることもあり事情が把握できず、また現状有効な対策も立てられていないとのことであるが、今後はシステム入力すべき案件について、処理漏れの発生を防ぐ仕組を構築する必要があると考える。</p> <p style="text-align: right;">（生活保護費返還金等収入）</p>	
<p>5 措置内容要旨</p> <p>過誤払い金等による返還の決定を行ったもので、財務会計システムでの戻入処理が行われていないものについては、経理担当で翌月初旬に未処理リストを作成した上で、経理担当から査察指導担当に処理を依頼し、戻入処理の漏れが発生しないよう事務を改善した。</p>	

措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	こども青少年本部事務局（児童課）
2 監査結果報告日	平成 28 年 2 月 22 日
3 措置通知日	平成 29 年 3 月 28 日
<p>4 監査結果の内容</p> <p><u>滞納者と納付交渉を行うべき（結果）</u></p> <p>最終納付交渉日から相当の年月が経過しているにも関わらず、催告状を送付するのみであり、電話や訪問による納付交渉が行われていない事案が次のように発見された。</p> <p>滞納者との納付交渉を行った上で、債務承認による時効中断を行うことができる。また、滞納者の月次の収入支出額、財産・負債や生活の具体的な状況から現在の納付能力を把握することで、確実な債権回収につながると考えられる。</p> <p>そのため、滞納者との納付交渉を行い、債権の時効中断や回収の努力を行うべきである。 （児童育成収入）</p>	
<p>5 措置内容要旨</p> <p>催告状を送付するのみの対応となっていた債権については、一定の対象者について、電話等により納付交渉を実施した。特に滞納額が高額なものとして抽出対象となっていた者についても納付交渉を実施し、一部の債務者については、滞納分を納付させ、債権回収につながった。</p> <p>今後も、電話や訪問等により納付交渉を継続的に実施し、特に債務者の状況に応じた納付誓約を交わすことで、確実な債権回収に努める。</p>	

措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	経済環境局（クリーンセンター）
2 監査結果報告日	平成 28 年 2 月 22 日
3 措置通知日	平成 29 年 3 月 28 日
<p>4 監査結果の内容</p> <p><u>債権の消滅時点で不納欠損処理を行うべき（結果）</u></p> <p>相手先 B については、平成 25 年 5 月 31 日に破産処理が終了しており、法人格が消滅している。しかし市は、権利は消滅していないと判断し、破産処理後に法人の隠し財産等があった場合に備え、破産処理終了時点では不納欠損処理を行っていなかった。判決後に時効進行が再開したという判断のもと、ペットボトル販売に係る 2 年の短期消滅時効期間（民法第 173 条第 1 号）経過後の平成 27 年 6 月 1 日に不納欠損処理を行った。</p> <p>これに対し、尼崎市財務規則第 157 条第 1 項第 2 号及び同条第 2 項では、法令の定めるところにより、権利が消滅した場合には不納欠損処理を行わなければならないとされている。</p> <p>法人格が消滅した場合には、債務者としての法人が存在しないため、市が法人に対して有する債権も消滅したと考えられる。そのため、B に対する債権は、B の法人格消滅時点で不納欠損処理を行うべきであった。</p> <p style="text-align: right;">（クリーンセンター収入）</p>	
<p>5 措置内容要旨</p> <p>相手先 B に対する債権については、平成 27 年 6 月 1 日付で不納欠損を行っているが、市としては、破産処理により相手先 B の法人格が消滅したとしても権利は消滅していないと判断していたものであり、今後は指摘内容に留意し、適切に処理を行う。</p>	

措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	都市整備局（住宅管理担当）
2 監査結果報告日	平成 28 年 2 月 22 日
3 措置通知日	平成 29 年 3 月 28 日
<p>4 監査結果の内容</p> <p><u>適切な滞納整理を実施すべき（結果）</u></p> <p>駐車場使用料については、滞納者から納付誓約書を入手しておらず、また、債務承認も行われていないため、債権について時効の中断措置がされていない状況である。</p> <p>住宅管理担当によると、従前の滞納整理について、住宅管理担当の債権の中心となる住宅家賃に注力してきたこともあり、住宅家賃と異なり駐車場使用料については、納付誓約書を入手していないとのことである。また、訴訟についても、納付誓約書の入手と同じく住宅家賃のみを対象とし、駐車場使用料は基本的にはその対象としていなかったとのことである。そのため、これまで駐車場使用料について訴訟を行った実績は 1 件のみである。</p> <p>しかし、効率的な債権管理の観点から、債権ごとの管理のみではなく、債務者ごとの債権管理という視点を持ち、住宅家賃の滞納整理に合わせて同一滞納者の駐車場使用料についても、分割納付誓約書の入手による時効中断措置、民事訴訟による債権回収等の滞納整理及び駐車場の明渡し請求を積極的に実施すべきである。</p> <p style="text-align: right;">（市営住宅駐車場使用料）</p>	
<p>5 措置内容要旨</p> <p>駐車場使用料の滞納については、これまで住宅家賃の分納誓約時に合わせて分割で支払う旨の申立書を記載させ、支払いの履行を求めてきたところであるが、分納誓約の体をなしていないと指摘を受けたことから、駐車場使用料としての分納誓約を取得し、履行を管理していくこととした。</p> <p>なお、駐車場についても、住宅の明渡し請求の際に明渡しを求めていく。</p>	

措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	都市整備局（住宅管理担当）
2 監査結果報告日	平成 28 年 2 月 22 日
3 措置通知日	平成 29 年 3 月 28 日
4 監査結果の内容	<p><u>督促状及び催告状を送付すべき（結果）</u> 債権の滞納者に対しては、納期限後 20 日以内に督促状を送付する必要がある（地方自治法施行令第 171 条、尼崎市財務規則第 151 条第 1 項）。</p> <p>しかし、市営住宅維持管理負担収入については、督促状及び催告書が送付されていない。 督促及び催告の実施は、滞納者に納付を促すことにつながるため、必ず実施すべきである。 （市営住宅維持管理負担収入）</p>
5 措置内容要旨	<p>督促状発送に伴う入居者管理システムの改修を行い、本年 8 月から対象者には督促状及び催告書を送付することとした。</p>

措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	都市整備局（道路課）
2 監査結果報告日	平成 28 年 2 月 22 日
3 措置通知日	平成 29 年 3 月 28 日
4 監査結果の内容 <u>督促状を発送すべき（結果）</u>	<p>道路課担当者は未納者に対して電話連絡、納付指導は実施しているものの、督促状を発送していない。未納が発生したのが、平成 25 年度が初めてであり、未収債権の管理業務に不慣れなことが原因と考えられるが、尼崎市税外収入金の督促及び滞納処分に関する条例第 1 条において、納期限経過後 20 日以内に督促状を発するよう定められており、また、最初の督促は時効中断の事由となることから、早急に督促状を発送すべきである。</p> <p style="text-align: right;">（道路占用料）</p>
5 措置内容要旨	<p>監査での指摘通り、占用料滞納者に対し督促を行った。</p>

措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	資産統括局（資産税課）
2 監査結果報告日	平成 25 年 2 月 19 日
3 措置通知日	平成 29 年 3 月 28 日
<p>4 監査結果の内容</p> <p><u>事業所税の床面積と固定資産税システムの床面積の乖離について（結果）</u></p> <p>市が未調査のものから 6 件抽出し調査したところ、1 件申告漏れの可能性が極めて高いものがあった。</p> <p>そのため 1,000 m²以下の乖離についても早急に乖離原因を調査すべきである。</p> <p style="text-align: right;">（事業所税）</p>	
<p>5 措置内容要旨</p> <p>指摘のあった 1,000 m²以下の乖離があるものについては、平成 24 年度において、800 m²以上 1000 m²未満、平成 25 年度には、500 m²以上 800 m²未満、平成 26 年度には、300 m²以上 600 m²未満、27 年度は対象を 200 m²以上 300 m²未満の乖離があるものを調査し、最大 5 年間の修正・更生を行った。しかし、わずかな乖離も含む全ての乖離を調査することは、賃貸物件や、面積がよく変動する共用部分などがあるため極めて困難であり現状では無理である。これまでの調査結果を踏まえ費用対効果を検証した結果、今後は申告内容を確認する際に、その都度、200 m²以上の乖離を基本に調査する。</p>	

措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	都市整備局（市街地整備課）
2 監査結果報告日	平成 23 年 2 月 21 日
3 措置通知日	平成 29 年 3 月 28 日
4 監査結果の内容	<p><u>東難波町 5 丁目 450-1 及び東園田町 8 丁目 72-8 の土地についての財産区分の変更について(結果)</u></p> <p>東難波町 5 丁目 450-1 の土地については、「道路」として使用されていることにもかかわらず普通財産として管理していることは、規則の趣旨である「公有財産の適正な管理」という観点から問題があるため、「普通財産」から「行政財産」へ財産分類の変更を行う必要がある。</p> <p style="text-align: right;">（開発部管理担当課普通財産）</p>
5 措置内容要旨	<p>東難波 5 丁目 450-1 の土地については、現況は県道区域内の歩道の一部である。県（西宮土木事務所）と協議を行ったものの、県では個別に取得する考えがないことから、平成 28 年 3 月に道路課に所管換えを行うとともに行政財産への分類の変更を行った。将来、県との調整が可能となった場合には、道路課が対応する。</p>